

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則

- 改正
- 昭和五十三年三月二十八日 規則第八号
 - 昭和五十五年五月二十六日 規則第二十二号
 - 昭和六十年三月二十九日 規則第九号
 - 平成四年三月三十日 規則第十五号
 - 平成四年四月三十日 規則第三十六号
 - 平成八年十月十六日 規則第四十二号
 - 平成十二年三月三十一日 規則第五十七号
 - 平成十三年三月二十九日 規則第八号
 - 平成十四年三月二十九日 規則第四号
 - 平成十五年三月六日 規則第二号
 - 平成十六年六月二十四日 規則第三十一号
 - 平成十六年十二月二十四日 規則第五十七号
 - 平成十七年一月二十八日 規則第二十八号
 - 平成十八年三月三十一日 規則第二号
 - 平成十八年十二月二十二日 規則第六十一号

(趣旨)
 第一条 この規則は、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号。以下「条例」といふ。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(自動販売機等管理者の要件)
 第二条 条例第四号第六号の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (一) 未成年者でないこと。
 - (二) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
 - (三) 自動販売機等の設置場所と同一の市町村の区域内に住居を有していること。
 - (四) 条例で定める自動販売機等管理者としての義務の履行に關し、自動販売業者から一切の権限を付与されていること。
- (有害図書類とする図書類の内容)
 第三条 条例第五号第六号第一号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを撮影した写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。
- (一) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな状態で次のいずれかに該当するもの
 - イ 大たい部を開いた状態
 - ロ 陰部、でん部又は乳房を誇示した状態
 - ハ 自慰の姿態

二 排せつの姿態
 ホ 愛ぶの姿態
 ヘ 緊縛の姿態

(一) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- イ 性交又はこれに類する行為
- ロ 強姦その他の陵辱行為
- ハ 同性間の行為
- ニ 変態性欲に基づく行為

2 条例第五号第六号第二号の規則で定める場合は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場合(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

(有害図書類の包装の方法)
 第四条 条例第五号の二第一項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) ビニール袋等により有害図書類全体を覆うこと。
- (二) 有害図書類を伸縮しない材質のひもにより十字掛け又はたすき掛けにして縛ること。
- (三) 前二号に掲げるもののほか、有害図書類を容易に閲覧できない方法として知事が認める方法

(有害がん具類とするがん具類の形状等)
 第五条 条例第五号の三第四項の規則で定める形状、構造又は機能をもつがん具類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (一) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの
- (二) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵又は装着可能な構造を有するもの

(自動販売機等管理者の設置義務のない自動販売機等)
 第六条 条例第五号の五ただし書の規則で定める自動販売機等は、自動販売業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)と同一の市町村の区域内に設置される自動販売機等とする。

(自動販売機等の設置の届出等)
 第七条 条例第五号の六第一項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(第一号様式)により行わなければならない。

2 条例第五号の六第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (二) 自動販売機等で販売又は貸付けをする図書類又は刃物類若しくはがん具類の区分及びその内容
- (三) 自動販売機等の設置又は使用予定年月日

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (一) 自動販売業者の住民票の写し(法人にあつては、その法人の登記事項証明書)

(二) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図及び自動販売機等の配置図

(三) 自動販売機等管理者が第二条第四号の要件を備えることを証する書類

(四) 自動販売機等の設置場所の提供者が自動販売機等の設置を承諾していることを証する書類

(五) 自動販売機等の設置場所の提供が自動販売機等の設置等届出事項変更届出書(第二号様式)又は自動販売機など廃止届出書(第三号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (一) 条例第五号の六第一項第一号に規定する事項の変更前 条第三項第一号に掲げる書類
- (二) 条例第五号の六第二項第二号に規定する事項の変更前 条第三項第二号に掲げる書類
- (三) 条例第五号の六第三項第三号に規定する事項の変更前 条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
- (四) 条例第五号の六第四項第四号に規定する事項の変更前 条第三項第五号に掲げる書類

(自動販売機等登録簿の記載事項)
 第九条 条例第五号の六第四項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 届出番号
 - (二) 販売又は貸付けの別
 - (三) 条例第五号の六第一項第四号に掲げる事項
 - (四) 第七号第二項各号に掲げる事項
- (多数の青少年の利用に供される施設)
 第十条 条例第五号の七第一項第四号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。
- (一) 社会教育法(昭和二十四年法律第二〇七号)第二十条に規定する公民館
 - (二) 博物館法(昭和二十六年法律第二八五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設
 - (三) 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園
 - (四) 主として青少年の研修又は宿泊の用に供する施設で別表に掲げるもの

(有害興行の揭示)
 第十一条 条例第六号第五項の規定による揭示は、第四号様式により行わなければならない。

(深夜営業施設の揭示)
 第十二条 条例第十一条の二第一項の規定による揭示は、第五号

様式により行わなければならない。

(立入調査等を行う者)

第十三条 条例第十四条の二第一項に規定する者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- (一) 企画部県民室青少年課の職員
- (二) 福祉保健部児童家庭課の職員
- (三) 保健福祉事務所の職員
- (四) 児童相談所の職員
- (五) 教育委員会事務局社会教育課又は教育事務所の職員
- (六) 警察官又は少年補導職員
- (七) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に係る業務を行う職員

(身分証明書の様式)

第十四条 条例第十四条の二第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、第六号様式とする。

附則

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附則(昭和五十五年規則第二十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和六十年規則第九号)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則(平成四年規則第十五号)

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附則(平成四年規則第三十六号)

この規則は、平成四年五月一日から施行する。

附則(平成八年規則第四十二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則第三条の規定により発行されている証明書は、この規則による改正後の青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則第九条により発行されたものとみなす。

附則(平成九年規則第十一号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附則(平成十二年規則第五十七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一四九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁

治産者に関する第四条第二項第一号の改正規定の適用については、なお従前の例による。

附則(平成十三年規則第八号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成十三年七月一日から施行する。

附則(平成十四年規則第四号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成十五年規則第二号)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附則(平成十六年規則第三十二号)

この規則は、平成十六年九月十三日から施行する。ただし、別表の改正規定(「北巨摩郡高根町」を「北杜市」に改める部分に限る。)は、平成十六年十一月一日から施行する。

附則(平成十六年規則第五十七号)

この規則は、平成十七年二月十三日から施行する。

附則(平成十七年規則第二十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成十八年規則第一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附則(平成十八年規則第六十一号)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則第九条の規定により発行されている証明書は、この規則による改正後の青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則第一四条により発行されたものとみなす。